

株主各位

大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社 中山製鋼所
代表取締役社長 藤井博務

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができま
すので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行
使書用紙に各議案に対する賛否をご表示くださいまして、平成20年6月26日（木曜
日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願ひ申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市大正区船町一丁目1番66号 当社本社
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項
(1) 第114期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第114期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）導入の件

以上

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nakayama-steel.co.jp/>)に掲載させていただきます。

添付書類

事 業 報 告

(平成19年4月1日から)
(平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、サブプライムローン問題を背景とする米国経済の減速や原油価格の高騰などの影響を受けましたが、B R I C s (ブラジル・ロシア・インド・中国) など新興国を中心とする世界経済の拡大を背景に、緩やかな景気回復が継続しました。

鉄鋼業界におきましては、国内建築分野において、改正建築基準法施行の影響による年度後半の急激な需要の落ち込みがありましたが、好調な外需を背景に自動車・造船・産業機械などの製造業向け需要が引き続き堅調に推移しました。

このような状況のもとで、当社グループは、安定した収益基盤づくりを目指した中期設備計画（平成18年度～20年度）に基づき、熱延工場をはじめとした設備増強を計画どおりに進め、安定した収益の確保に最大限の経営努力を重ねてまいりました。

〔鉄鋼事業〕

グループのコア事業である鉄鋼事業におきましては、販売面で、鋼材販売価格の改善と新日鐵グループ殿からの受託量増加による効果が建築分野における需要の落ち込みと設備工事中の減産影響を上回るとともに、コークスの販売数量の増加と販売価格が改善した結果、売上高は増収となりました。損益面におきましては、合理化を含めたコスト改善に全力で取り組みましたが、鉄スクラップ等の原材料価格が高騰を続けたことに加え、改正建築基準法施行の影響による販売数量の減少などにより、前期に比べ大幅な減益となりました。

当連結会計年度は、中期設備計画に基づく高級鋼化推進のための大型設備投資が計画どおりに完成し、順調な立ち上がりをしております。主な設備は、製品倉庫建設（昨年6月稼働）、鋼片精整設備新設（昨年7月稼働）、熱延工場加熱炉新設（昨年9月稼働）、電気炉連続鋳造機増厚・拡幅（昨年9月稼働）、スキンパスミル新設（昨年10月稼働）ならびに熱延工場コイルボックス新設（本年1月稼働）であります。

昨年9月には、新日鐵グループ殿と当社グループとの連携の一環として、棒線事業統合会社「N S 北海製線株式会社」を設立し、当社グループの中山三星建材株式会社 苦小牧工場の線材加工事業を新会社に統合いたしました。これにより、経営資源の相互の補完と経営の強化を図ることができました。

鉄鋼事業の売上高は前連結会計年度に比べ、159億9千1百万円増加の1,950億8千万円となりましたが、営業利益は21億4千8百万円減少し28億2千5百万円となりました。

〔エンジニアリング事業・不動産事業・化学事業〕

エンジニアリング事業につきましては、公共工事の減少があったものの堅調な民間設備投資を背景にきめ細かな営業活動を展開しました結果、売上高は増収になりました。

不動産事業につきましては、賃貸収入を中心に前期並みの売上高になりました。

化学事業につきましては、農薬の増販などにより売上高は増収になりました。

これら3事業の売上高は、19億4千5百万円増加の200億9百万円となり、営業利益も3千1百万円増加の14億4千4百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ、179億3千6百万円増加の2,150億8千9百万円となり、営業利益は21億2千6百万円減少し42億2千万円、経常利益は23億7千6百万円減少し27億2百万円となりました。また、特別損失として、設備更新に伴う固定資産除却があり、当期純損益は14億6千5百万円減少し1億8千2百万円の損失となりました。

また、財務面において、中期経営計画の設備導入に伴う資金の借入を実施しましたことから、連結有利子負債残高は前期末に比べ120億2千9百万円増加し829億6千8百万円となりました。

なお、当期の単独決算につきましては、鉄鋼事業における鋼材販売価格の上昇などにより、売上高は前期に比べ、184億1千8百万円増加の1,490億1千6百万円となり、営業利益は2億3千5百万円増加し21億3千9百万円、経常利益は2千9百万円減少し4億7千6百万円となりました。これに特別損失として設備更新に伴う固定資産除却損などを計上しました結果、当期純損失は6億4千2百万円増加し6億6千万円となりました。

利益配当金につきましては、企業価値の継続的な向上こそが株主の皆様の利益を長期的に確保するものであるとの考え方で、事業展開への設備投資など成長投資を最重点課題とし、そのための内部留保の充実に留意しつつ、長期的な展望に基づいて可能な限り株主の皆様に還元してまいる見地から、1株につき3円（中間配当を含め年6円）とさせていただきたいと存じます。

（2）対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、米国経済の景気後退懸念、原燃料価格の高騰による物価上昇、および個人消費の停滞などにより、先行きは予断を許さない状況にあります。

鉄鋼業界におきましては、新興国や産油国を中心に海外の鉄鋼需要は高い水準で推移し、国内需要につきましても引き続き堅調に推移するものと予想されますが、鉄鉱石、石炭および鉄スクラップなどの原燃料価格の歴史的な高騰が続いている、エネルギーコストの高止まりや改正建築基準法施行の影響による建築分野の需要低迷などにより、不透明な状況が続くものと懸念されます。

このような情勢のもと、当社グループは、激変する経営環境に迅速かつ的確に対応するとともに、安定した収益を確保できる経営基盤の構築に引き続き全力を尽くしてまいる所存であります。

特に鉄鋼事業におきましては、完成しました中期経営計画設備の能力を最大限に発揮させ、高級鋼化の推進、新日鐵グループとの総合的な事業連携の強化、一層のコスト低減、顧客ニーズ対応力・商品開発力の飛躍的向上により安定した収益基盤づくりに最善の努力を傾注してまいります。

当社グループにおきましては、今後とも国内外の需要に見合ったフレキシブルな営業・生産体制を堅持し、全国に展開した41拠点を活用し、地域・お客様に密着したきめ細かな対応を図り、顧客満足度の向上とコスト削減努力により、収益の改善に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、以上の事情をご賢察のうえ、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は20,756百万円であり、主なものは次のとおり鉄鋼事業において行われたものであります。

当連結会計年度に完成した主要設備

熱延工場の加熱炉、コイルボックス、スキンパスミル、電気炉連続鋳造機の増厚・拡幅、製品倉庫、鋼片精整設備

(4) 資金調達の状況

当社および連結子会社は、当連結会計年度中に金融機関から24,100百万円調達し、主に設備投資資金に充当しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第111期 (平成16年度)	第112期 (平成17年度)	第113期 (平成18年度)	第114期 (当連結会計年度) (平成19年度)
売上高(百万円)	173,562	189,757	197,153	215,089
経常利益(百万円)	15,636	13,557	5,079	2,702
当期純利益(百万円)	7,210	8,210	1,282	182
1株当たり当期純利益(円)	63.45	64.75	9.89	1.40
総資産(百万円)	218,720	218,469	226,486	243,286
純資産(百万円)	56,337	66,861	86,134	83,625

(注) 1. は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 第113期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号) を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
中山興産株式会社	100 百万円	100.00 %	不動産の売買・仲介・管理、警備保障等
中山三星建材株式会社	300	84.15	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
中山通商株式会社	96	50.04	鉄鋼、非鉄金属、機械、原燃料の売買
三星海運株式会社	56	60.14	陸運・海運業、倉庫業、損害保険代理業
三星商事株式会社	46	70.54	鉄鋼製品、建築資材の販売
南海化学工業株式会社	303	51.80	化学工業薬品の製造・販売
三泉シヤー株式会社	60	100.00	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
富士アミドケミカル株式会社	30	100.00	化学工業薬品の製造・販売

(注) は連結子会社保有の株式を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 品 目		
鉄 鋼 事 業	鋼	鋼 板	熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯
	材	条 鋼	線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼
			コークス、鋼片、副産物等
エンジニアリング事業	建設(建築総合工事)、海洋(鋼製魚礁・増殖礁)、ロール、バルブ、機械加工・組立		
不 動 产 事 業	不動産の賃貸・売買		
化 学 事 業	化学工業薬品		

(8) 主要な営業所および工場

当社

本 社 ・ 船 町 工 場	大阪市大正区船町一丁目1番66号
東 京 支 店	東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館

重要な子会社

会社名	本社所在地	主要な営業所および工場
中山興産株式会社	大阪市大正区	
中山三星建材株式会社	堺市堺区	苦小牧工場、清水工場、名古屋工場、堺工場、 田布施工場(山口県)、丸亀工場、大分工場、 宮崎工場、都城工場、辰口工場(石川県)
中山通商株式会社	大阪市西区	東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店、 岡山営業所
三星海運株式会社	大阪市西区	東京営業所、清水営業所、武豊営業所(愛知県)、 大分営業所、宮崎営業所
三星商事株式会社	大阪市西区	札幌営業所、千葉営業所、浜松営業所、三重営業所、 兵庫営業所、岡山営業所、大分営業所
南海化学工業株式会社	大阪市西区	小雜賀工場(和歌山市)、青岸工場(和歌山市)、 土佐工場(高知市)、東京オフィス
三泉シヤー株式会社	大阪市浪速区	
富士アミドケミカル株式会社	東京都北区	

(9) 従業員の状況

事業	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	不動産事業	化学事業	全社 (共通)	合計	前期末比 増減数
従業員数(名)	1,491	51	80	128	124	1,874	0名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む)であります。
 2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先		借入額
株式会社 三菱東京UFJ銀行		13,350 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社		10,096
日本政策投資銀行		9,302
住友信託銀行株式会社		7,190
株式会社あおぞら銀行		6,966
株式会社福岡銀行		3,730

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 131,383,661株 (うち自己株式 696,965株)
 (3) 株主数 14,057名
 (4) 大株主

株主名	持株数	出資比率
新日本製鐵株式會社	12,875 千株	9.85 %
財団法人中山報恩会	10,683	8.17
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,966	3.80
日本トラスト・サイ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口4)	2,604	1.99
日本トラスト・サイ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	2,535	1.93
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	2,349	1.79
株式会社サミット経済研究所	2,254	1.72

(注) 出資比率は、自己株式 (696,965株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、平成20年3月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

- 取得対象株式の種類 当社普通株式
 取得する株式の総数 250万株 (上限とする)
 株式の取得価額の総額 500百万円 (上限とする)
 取得期間 平成20年3月17日から平成20年5月16日

(ご参考)上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計 (平成20年3月31日時点)

- 取得株式の総数 447,000株
 取得価額の総額 89,358,000円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	藤 井 博 務	
常務取締役	柳 澤 俊 三	東京支店長 兼 事業戦略担当
常務取締役	川 村 稲 造	経理、システム事業担当
常務取締役	針 原 保 典	エンジニアリング事業本部長 兼 新規事業部長 兼 環境管理担当
常務取締役	藤 井 和 秋	企画、生産技術、生産戦略プロジェクトチーム、 工程管理、コーカス、安全防災担当
取 締 役	三 木 隆 司	購買部長
取 締 役	箱 守 一 昭	生産戦略プロジェクトチームリーダー 兼 事業戦略、品 質管理、商品研究、棒線担当
取 締 役	今 井 武	メッキ・厚板工場長 兼 熱延担当
取 締 役	渡 邊 秀 幸	設備部長
取 締 役	西 澤 茂 樹	営業本部長 兼 事業戦略担当
取 締 役	吉 村 敏 敏	生産技術部長 兼 事業戦略、製鋼担当
取 締 役	山 本 有 男	人事部長 兼 総務、能力開発、附属病院担当
監査役(常勤)	伴 隆 彦	
監査役	松 尾 浩 一	株式会社関西トラスト 代表取締役会長
監査役	福 西 惟 次	
監査役	榎 本 比 呂 志	

(注) 1. 監査役松尾浩一、福西惟次および榎本比呂志の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 監査役の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。

- (1) 監査役伴 隆彦氏は、当社の経理部長および経理担当取締役を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (2) 監査役福西惟次氏は、他社での経理担当役員や財務実務を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

(1) 就任

平成19年6月28日開催の第113回定時株主総会において、山本有男氏は取締役に、榎本比呂志氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 退任

取締役前川宗里、神崎昌久の両氏、および監査役飯田茂夫氏は、平成19年6月28日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

なお、前川宗里氏は、三星海運株式会社代表取締役社長に就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	12名	202 百万円	
監査役	4	29	うち社外3名 10百万円
計	16	232	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額350万円以内と決議いただいております。

(3) 社外監査役に関する事項

他社の社外役員の兼務状況等

氏名	兼務状況	特定関係事業者との関係
松尾浩一	(別記1)	該当なし
福西惟次	あづみ株式会社 監査役	該当なし
榎本比呂志	該当なし	該当なし

- (別記1) 監査役松尾浩一氏：中山通商株式会社
 株式会社シード
 星光商事株式会社
 ニッタイ株式会社
 不動恒産株式会社
 監査役（社外）
 取締役（社外）
 監査役（社外）
 取締役（社外）
 取締役（社外）

主な活動状況

氏名	取締役会 12回開催	監査役会 14回開催	取締役会および監査役会における主な発言等
松尾浩一	12回出席	14回出席	主に会社経営経験者としての見地から、質問、意見を述べてあります
福西惟次	10回出席	13回出席	内外の会社経営歴やコンサルタントの見地から、必要に応じ、質問・確認等、発言を行ってあります。
榎本比呂志	10回出席	10回出席	主に弁護士としての専門的見地から発言を行ってあります。

- (注) 1. 監査役榎本比呂志氏は、平成19年6月28日開催の第113回定時株主総会にて就任以降、開催された取締役会および監査役会に出席しております。
 2. なお、上記のほか会社法第370条および当社定款第27条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回あります。

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款第36条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としてあります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	3
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3

当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は39百万円であります。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、この金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めてあります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、あずさ監査法人に対して財務報告に係る内部統制のアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当社の会計監査人が会社法および公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査役会は、その事実に基づき会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」(平成17年3月1日制定)を周知徹底させるとともに中山製鋼所倫理ホットライン(内部通報制度)と倫理委員会を活用する。
- ・ 内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび取引管理等に係るリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じて規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応を図る。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、取締役の業務管掌に基づき、業務の執行を行わせる。その決裁は、社内規程または手続きにより必要な決定を行う。
- ・ 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の社内規程に従い、円滑な情報交換を図り適切な経営管理を行い、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、グループ戦略会議などで決定する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命する。

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について隨時監査役に報告する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて業務執行取締役と面談をする。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	85,884	流動負債	76,726
現金及び預金	4,150	支払手形及び買掛金	34,259
受取手形及び売掛金	45,384	短期借入金	29,615
有価証券	83	1年内償還の社債	40
たな卸資産	33,964	未払金	8,659
繰延税金資産	568	未払法人税等	498
その他の	2,483	未払費用	1,617
貸倒引当金	751	賞与引当金	1,538
固定資産	157,402	その他の	498
有形固定資産	145,524	固定負債	82,934
建物及び構築物	20,438	社債	20
機械及び装置	53,715	長期借入金	53,293
車両及び運搬具	396	退職給付引当金	3,709
工具器具及び備品	1,016	役員退職慰労引当金	118
土地	69,351	環境対策引当金	352
建設仮勘定	605	特別修繕引当金	24
無形固定資産	626	負のれん	4,381
ソフトウェア	266	繰延税金負債	8,750
その他の	359	再評価に係る繰延税金負債	11,714
投資その他の資産	11,251	その他の	570
投資有価証券	9,285	負債合計	159,661
長期貸付金	285	(純資産の部)	
繰延税金資産	28	株主資本	48,725
その他の	1,817	資本金	15,538
貸倒引当金	164	資本剰余金	10,339
資産合計	243,286	利益剰余金	23,013
		自己株式	166
		評価・換算差額等	16,913
		その他の有価証券評価差額金	1,099
		土地再評価差額金	15,814
		少数株主持分	17,986
		純資産合計	83,625
		負債及び純資産合計	243,286

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成19年4月1日から)
(平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	215,089
売 上 原 価	193,431
売 上 総 利 益	21,658
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,438
営 業 利 益	4,220
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	217
負 の の れ ん 償 却 額	328
そ の 他	247
営 業 外 費 用	793
支 払 利 息	1,463
そ の 他	847
経 常 利 益	2,310
	2,702
特 別 利 益	
移 転 補 償 金	79
投 資 有 価 証 券 売 却 益	58
そ の 他	8
特 別 損 失	146
固 定 資 産 除 却 損	1,012
操 業 休 止 費 用	233
過 年 度 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	153
そ の 他	226
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,626
	1,222
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	902
法 人 税 等 調 整 額	39
少 数 株 主 利 益	463
当 期 純 損 失	182

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から)
(平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	15,538	10,323	24,037	166	49,733
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			777		777
当期純損失			182		182
自己株式の処分		15		96	112
自己株式の取得			62	97	97
土地再評価差額金の取崩					62
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		15	1,023	0	1,007
平成20年3月31日残高	15,538	10,339	23,013	166	48,725

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	3,117	15,751	18,868	17,532	86,134
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					777
当期純損失					182
自己株式の処分					112
自己株式の取得					97
土地再評価差額金の取崩					62
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,017	62	1,954	453	1,501
連結会計年度中の変動額合計	2,017	62	1,954	453	2,509
平成20年3月31日残高	1,099	15,814	16,913	17,986	83,625

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

[連結注記表]

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

8 社

連結子会社の名称

中山三星建材(株)、中山通商(株)、三星商事(株)、
三星海運(株)、南海化学工業(株)、中山興産(株)、
三泉シヤー(株)、富士アミドケミカル(株)

(2) 主要な非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称 新星鋼機(株)、(株)サンマルコ、興南産業(株)、他 7 社

(3) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

持分法適用の非連結子会社または関連会社数 なし

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の状況

主要な会社の名称 非連結子会社：新星鋼機(株)、(株)サンマルコ、
興南産業(株)、他 7 社

関 連 会 社：(株)N S ボルテン、(株)N S 棒線、他 2 社

(3) 持分法を適用していない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性はないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度中に連結の範囲を変更しておりません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）によってあります。

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法によってあります。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法によってあります。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法によってあります。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法…主として総平均法による原価法によってあります。

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

a 平成19年3月31日以前に取得したもの

主として旧定額法によってあります。

b 平成19年4月1日以後に取得したもの

主として定額法によってあります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…10～50年

機械及び装置…7～15年

（会計方針の変更）

当社及び連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当連結会計年度から、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この結果、従来の方法に比べ、減価償却費は139百万円増加し、営業利益は121百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は123百万円それぞれ減少しております。

（追加情報）

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によってあります。

この結果、従来の方法に比べ、減価償却費は857百万円増加し、営業利益は732百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は742百万円それぞれ減少しております。

無形固定資産

定額法によってあります。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によってあります。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理しております。

特別修繕引当金

周期的に大規模な修繕を要する船舶等につき、将来の修繕に備えるため、合理的な基準に基づく必要額を毎期継続して計上しております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるP C B廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、一部の連結子会社は内規を基礎として算定された当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

一部の連結子会社は、従来、取締役、監査役に対する退職慰労金を支出時の費用として計上していましたが、当連結会計年度から「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）を適用し、連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

この変更に伴い、過年度対応額86百万円は特別損失に、当連結会計年度発生額31百万円は販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、従来と比べ営業利益及び経常利益はそれぞれ31百万円減少し、税金等調整前当期純利益は118百万円減少しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

b. ヘッジ対象

主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金等）

ヘッジ方針

当社グループは内部規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

7. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

8. 追加情報

従来、物流業を営む連結子会社における役務提供収益に対応する原価は、連結損益計算書上、すべて「売上原価」に含めて表示しておりましたが、当社が取り組んでまいりました大型設備投資が順次完成し、それに伴う販売量の増加が販売運送費の増加につながり、販売運送費の重要性が増してまいりました。このことに鑑み、当社グループの販売に係る費用とみなされる金額については、「販売費」の「販売運送費」として表示しております。

この変更により、「売上原価」は6,892百万円減少し、「売上総利益」及び「販売費及び一般管理費」は同額増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	155,311百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 工場財団	
工場財団組成物件の帳簿価額	
機械及び装置	51,021百万円
土地	34,593
建物及び構築物	15,247
工具器具及び備品	568
車両及び運搬具	102
合計	101,533
同上担保による債務残高	
長期借入金	7,333百万円
(1年以内返済分を含む)	
(2) 工場財団以外	
担保資産の帳簿価額	
土地	9,594百万円
建物及び構築物	713
その他の有形固定資産	4
合計	10,312
同上担保による根抵当権極度額	2,970百万円
同上担保による債務残高	
長期借入金	4,588百万円
(1年以内返済分を含む)	
(3) 有価証券担保	
営業取引及び金融機関借入金の担保に供している有価証券の帳簿価額	
投資有価証券	127百万円
同上担保による債務残高	
買掛金	71百万円
長期借入金	43
(1年以内返済分を含む)	
土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額	
有価証券	83百万円
投資有価証券	113
(4) 中山共同発電株及び中山名古屋共同発電株の金融機関借入金の保証のために差入れている有価証券の帳簿価額	
投資有価証券	37百万円

(5) 中山共同発電株および中山名古屋共同発電株の操業および定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額
投資有価証券 9百万円

3. 保証債務

従業員および関連会社の金融機関借入金について保証しております。

従業員（住宅資金）	186百万円
エヒメシャーリング株	150
株サンマルコ	100
合計	436

4. 債権流動化に伴う買戻義務限度額

2,422百万円

5. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

10,937百万円

連結損益計算書に関する注記

固定資産減損損失

当社グループは、事業用資産については事業セグメント毎に、遊休資産及び賃貸資産については物件単位毎にグルーピングを実施しております。近年の地価の下落により、帳簿価格に対して著しく時価が下落している以下の資産グループについて、回収可能価額まで減額し、当該減少額0百万円を固定資産減損損失として特別損失に計上しております。

(用途)	(種類)	(場所)
遊休資産	土地	徳島県阿南市山口町串坂

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、重要性に乏しいため、時価は路線価に基づき算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 131,383,661株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	388	3	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月8日 取締役会	普通株式	388	3	平成19年9月30日	平成19年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	392	3	平成20年3月31日	平成20年6月30日

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 502円26銭

1株当たり当期純損失 1円40銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月16日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 乾 一 良 
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高橋 和人 
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 中畠 孝英 
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 連結注記表の 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5.
会計処理基準に関する事項 (4)重要な減価償却資産の減価償却方法 有形固定資産(会計方針の変更)に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度から改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更した。
- 連結注記表の 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5.
会計処理基準に関する事項 (5)重要な引当金の計上基準 役員退職慰労引当金(会計方針の変更)に記載されているとおり、一部の連結子会社は、従来、取締役、監査役に対する退職慰労金を支出時の費用として計上していたが、当連結会計年度から、期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,466	流動負債	59,233
現金及び預金	2,178	支払手形	568
受取手形	257	買掛金	21,382
売掛金	31,404	短期借入金	26,118
有価証券	83	未払法人税等	2,032
製品	4,420	未払法人費用	58
半製品	4,524	未払引当金	1,405
副産物	110	貰得引当金	919
原材料	7,657	設備支払手形	93
仕掛品	3,288	設備未払金	6,326
貯蔵品	3,592	その他の負債	329
その他の資産	1,955	固定負債	64,473
貸倒引当金	4	長期借入金	49,336
固定資産	118,232	退職給付引当金	2,367
有形固定資産	108,813	環境対策引当金	343
建物	12,203	繰延税金負債	692
構築物	4,596	再評価に係る繰延税金負債	11,559
機械及び装置	49,368	その他の負債	174
車両及び運搬具	101	負債合計	123,706
工具器具及び備品	627	(純資産の部)	
土地	41,439	株主資本	37,396
建設仮勘定	476	資本金	15,538
無形固定資産	465	資本剰余金	9,608
ソフトウェア	182	資本準備金	5,853
その他の資産	282	その他資本剰余金	3,755
投資その他の資産	8,954	利益剰余金	12,416
投資有価証券	7,323	その他利益剰余金	12,416
関係会社株式	987	繰越利益剰余金	12,416
その他の資産	646	自己株式	166
貸倒引当金	4	評価・換算差額等	16,595
資産合計	177,699	その他有価証券評価差額金	1,004
		土地再評価差額金	15,591
		純資産合計	53,992
		負債及び純資産合計	177,699

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から)
(平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	149,016
売 上 原 価	137,092
売 上 総 利 益	11,924
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,785
営 業 利 益	2,139
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	214
そ の 他	90
305	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,328
そ の 他	639
1,967	
経 常 利 益	476
特 別 利 益	
移 転 補 償 金	79
固 定 資 産 売 却 益	21
100	
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	874
操 業 休 止 費 用	233
そ の 他	195
1,303	
税 引 前 当 期 純 損 失	726
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9
法 人 税 等 調 整 額	74
65	
当 期 純 損 失	660

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から)
(平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金 その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計				
平成19年3月31日残高	15,538	5,853	3,755	9,608	13,821	69	38,899
事業年度中の変動額					786		786
剰余金の配当					660		660
当期純損失						97	97
自己株式の取得					42		42
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計					1,404	97	1,502
平成20年3月31日残高	15,538	5,853	3,755	9,608	12,416	166	37,396

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高	2,904	15,634	18,538	57,437
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				786
当期純損失				660
自己株式の取得				97
土地再評価差額金の取崩				42
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,899	42	1,942	1,942
事業年度中の変動額合計	1,899	42	1,942	3,444
平成20年3月31日残高	1,004	15,591	16,595	53,992

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔個別注記表〕

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）によってあります。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法によってあります。
- (3) その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法によってあります。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法によってあります。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法によってあります。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法…総平均法による原価法によってあります。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

a 平成19年3月31日以前に取得したもの
主として旧定額法によってあります。

b 平成19年4月1日以後に取得したもの
主として定額法によってあります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物…10～50年

機械及び装置…7～15年

(会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この結果、従来の方法に比べ、減価償却費は96百万円増加し、営業利益は82百万円、経常利益は83百万円それぞれ減少し、税引前当期純損失は83百万円増加しております。

(追加情報)

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によってあります。

この結果、従来の方法に比べ、減価償却費は738百万円増加し、営業利益は624百万円、経常利益は634百万円それぞれ減少し、税引前当期純損失は634百万円増加しております。

(2) 無形固定資産

定額法によってあります。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によってあります。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 環境対策引当金
「ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるP C B廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段
デリバティブ取引（金利スワップ取引）
ヘッジ対象

主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金等）

- (3) ヘッジ方針

当社は内部規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

- (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

[表示方法の変更]

(貸借対照表関係)

前事業年度まで、次工程振替品及び検査未了品を「製品」として表示しておりましたが、製品入庫処理の業務プロセスを会計上、より適正に反映させることとしたことから、たな卸資産の区分を見直し、次工程振替品及び検査未了品について、当事業年度から「仕掛品」として表示しております。なお、前事業年度末の「製品」に含まれている当該仕掛品残高は、2,080百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1 . 有形固定資産の減価償却累計額	130,619百万円
2 . 担保に供している資産および担保に係る債務	
(1) 工場財団	
工場財団組成物件の帳簿価額	
機械及び装置	48,849百万円
土地	27,189
建物	9,525
構築物	4,279
工具器具及び備品	547
車両及び運搬具	100
合計	90,493
同上担保による債務残高	
長期借入金	6,019百万円
(1 年以内返済分を含む)	
(2) 工場財団以外	
担保資産の帳簿価額	
土地	2,631百万円
建物	266
合計	2,897
同上担保による根抵当権極度額	2,970百万円
(3) 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額	
有価証券	83百万円
投資有価証券	113
(4) 中山共同発電株および中山名古屋共同発電株の金融機関借入金の保証のために差入れている有価証券の帳簿価額	
投資有価証券	37百万円
(5) 中山共同発電株および中山名古屋共同発電株の操業及び定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額	
関係会社株式	9百万円
3 . 保証債務	
当社従業員の金融機関借入金について保証しております。	
従業員 (住宅資金)	186百万円
このほかに下記関係会社の金融機関からの借入に対し、保証予約を行っております。	
中山三星建材株	421百万円

4. 債権流動化に伴う買戻義務限度額 (関係会社への求償権を控除した買戻義務限度額)	2,422百万円 (1,393)
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	19,245百万円
長期金銭債権	184
短期金銭債務	5,393
6. 土地の再評価	
当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行って算定しております。	
再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	10,937百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高		
営業取引による取引高		
売上高	72,329百万円	
仕入高	20,075	
営業取引以外の取引による取引高	452	
2. 固定資産減損損失		
当社は、事業用資産については事業セグメント毎に、遊休資産及び賃貸資産については物件単位毎にグルーピングを実施しております。近年の地価の下落により、帳簿価格に対して著しく時価が下落している以下の資産グループについて、回収可能価額まで減額し、当該減少額0百万円を固定資産減損損失として特別損失に計上しております。		
(用途)	(種類)	(場所)
遊休資産	土地	徳島県阿南市山口町串坂
なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、重要性に乏しいため、時価は路線価に基づき算定しております。		

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	696,965株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、繰越欠損金、退職給付引当金損金算入限度超過額、賞与引当金損金算入限度超過額等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因是、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金等であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
子会社	中山三星 建材(株)	堺市 堺区	300 百万円	鉄鋼製品 の加工販売	所有 直接 46.2% 間接 35.5% 被所有 直接 %	当社製品の 加工販売 役員の兼任	鋼材等の 販売 (注1)	16,498 百万円	売掛金	4,470 百万円
子会社	中山通商 (株)	大阪市 西区	96 百万円	鉄鋼製品、 原燃料など の販売	所有 直接 20.9% 間接 29.0% 被所有 直接 %	当社製品の 販売及び当 社原料資材 の納入 役員の兼任	鋼材等の 販売 (注1)	44,645 百万円	売掛金	11,308 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

413円15銭

1株当たり当期純損失

5円 4銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月16日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 乾 一 良	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 高橋和人	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 中畠孝英	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(会計方針の変更)に記載されているとおり、会社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度から改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社・船町工場及び東京支店の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月23日

株式会社中山製鋼所 監査役会

常勤監査役	伴 隆彦	印
社外監査役	松尾 浩一	印
社外監査役	福西 惟次	印
社外監査役	榎本 比呂志	印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業価値の継続的な向上こそが、株主の皆様の利益を長期的に確保するものであり、真にご期待に応えることであるとの考え方方に立って、事業展開への設備投資など成長投資を最重点課題とし、そのための内部留保の充実に留意しつつ、長期的な展望に基づいて可能な限り株主の皆様に還元を行うことを基本方針とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 3 円	総額 392,060,088 円
--------------------	------------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年 6 月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第6号議案「当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）導入の件」をお諮りするにあたり、買収防衛策に係る具体的な対抗措置の発動に備えるとともに、機動的な資本政策を行えるようにするため、発行可能株式総数を2億5,000万株から3億株へ増加するものです（変更案第6条）。
- (2) 買収防衛策の導入、変更、継続および廃止について、株主の皆様のご意思を反映させる機会を設けるための根拠規定として、株主総会決議事項を新設するものです（変更案第17条）。
- (3) 条文の新設に伴い、現行定款第17条以降の条数を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>2億5,000万株</u>とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>3億株</u>とする。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会決議事項) 第17条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</p>
第17条～第40条 (記載省略)	第18条～第41条 (現行どおり)

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	藤井 博務 (昭和22年5月2日生)	<p>昭和47年4月 新日本製鐵株式會社入社</p> <p>平成9年4月 同社広畠製鐵所副所長</p> <p>平成13年4月 同社参与広畠製鐵所長</p> <p>平成13年6月 同社取締役広畠製鐵所長</p> <p>平成15年4月 同社取締役、大阪製鐵株式会社顧問</p> <p>平成15年6月 大阪製鐵株式会社常務取締役</p> <p>平成17年6月 当社代表取締役副社長生産・技術部門全般統括、品質管理、商品研究、新規事業担当</p> <p>平成18年6月 当社代表取締役社長 現在に至る</p>	25,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
2	やなぎ さわ しゅん そう 柳 澤 俊 三 (昭和20年8月24日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年6月 当社購買部長 平成9年10月 当社東京支店長 平成11年4月 当社参与東京支店長 平成11年6月 当社取締役東京支店長 平成16年6月 当社常務取締役東京支店長兼事業 戦略担当 現在に至る	35,050株
3	はり はら やす のり 針 原 保 典 (昭和25年8月5日生)	昭和50年4月 当社入社 平成7年10月 当社エンジニアリング事業部長 平成9年10月 当社圧延部長 平成11年9月 当社第一圧延部長 平成12年9月 当社圧延部長 平成13年6月 当社取締役圧延部長 平成14年4月 当社取締役 平成15年9月 当社取締役エンジニアリング事業 本部長 平成17年6月 当社取締役エンジニアリング事業 本部長兼事業企画担当 平成18年4月 当社取締役エンジニアリング事業 本部長兼事業企画、環境管理担当 平成18年6月 当社常務取締役エンジニアリング 事業本部長兼事業企画、環境管理 担当 平成19年6月 当社常務取締役エンジニアリング 事業本部長兼新規事業部長兼事業 企画、環境管理担当 平成20年2月 当社常務取締役エンジニアリング 事業本部長兼新規事業部長兼環境 管理担当 現在に至る	30,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
4	藤井和秋 (昭和27年11月19日生)	昭和50年4月 当社入社 平成9年10月 当社設備部長 平成13年6月 当社取締役設備部長 平成15年12月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役生産技術、製鋼、圧延、設備、安全、環境、コークス、資源リサイクル、IPP事業推進担当 平成18年1月 当社取締役生産技術部長兼生産技術部門担当 平成18年6月 当社常務取締役生産技術部長兼工程管理担当 平成19年4月 当社常務取締役企画、生産技術、生産戦略プロジェクトチーム、工程管理、コークス、安全防災担当 現在に至る	31,000株
5	三木隆司 (昭和22年8月29日生)	昭和47年3月 当社入社 平成15年9月 当社エンジニアリング事業本部プラント・建設事業部長 平成16年4月 当社購買部長 平成17年6月 当社取締役購買部長 現在に至る	11,000株
6	箱守一昭 (昭和28年2月8日生)	昭和55年4月 当社入社 平成11年9月 当社第二圧延部長 平成14年10月 当社生産技術部圧延総括部長 平成15年8月 当社生産技術部長 平成17年6月 当社取締役生産技術部長 平成18年1月 当社取締役生産戦略プロジェクトチームリーダー兼事業戦略担当 平成18年6月 当社取締役生産戦略プロジェクトチームリーダー兼事業戦略、商品研究担当 平成19年4月 当社取締役生産戦略プロジェクトチームリーダー兼事業戦略、品質管理、商品研究、棒線担当 現在に至る	21,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
7	いま い たけし 今 井 武 (昭和28年12月20日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年10月 当社メッキ工場長 平成15年12月 当社メッキ・厚板工場長 平成17年6月 当社取締役熱延工場長 平成18年12月 当社取締役メッキ・厚板工場長兼 熱延担当 現在に至る	16,000株
8	わた なべ ひで ゆき 渡 邊 秀 幸 (昭和29年1月24日生)	昭和52年4月 当社入社 平成14年4月 当社圧延部長 平成14年10月 当社厚板工場長 平成15年12月 当社設備部長 平成17年6月 当社取締役設備部長 現在に至る	9,000株
9	にし ざわ しげ き 西 澤 茂 樹 (昭和30年6月29日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年6月 当社営業部長 平成15年12月 当社営業部長兼事業戦略チーム 平成17年4月 当社人事部長兼事業戦略チーム 平成18年4月 当社参与営業部長兼事業戦略チー ム、人事副担当 平成18年6月 当社取締役営業部長兼事業戦略、 人事担当 平成19年1月 当社取締役営業部長兼事業戦略、 人事、能力開発担当 平成19年6月 当社取締役営業部長兼事業戦略担 当 平成19年12月 当社取締役営業本部長兼事業戦略 担当 現在に至る	12,000株
10	よし むら さとし 吉 村 敏 (昭和30年12月15日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年1月 当社生産技術部長 平成15年8月 当社製鋼工場長 平成15年12月 当社製鋼工場長兼事業戦略チーム 平成18年4月 当社参与製鋼工場長兼事業戦略チ ーク 平成18年6月 当社取締役製鋼工場長兼事業戦略 担当 平成19年4月 当社取締役生産技術部長兼事業戦 略、製鋼担当 平成20年4月 当社取締役生産技術部長兼棒線構 造改革プロジェクトチームリーダー兼事業戦略、製鋼担当 現在に 至る	9,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所持する 当社株式の数
11	やま もと あり お 山 本 有 男 (昭和29年7月15日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年12月 当社総務人事部長 平成17年4月 当社総務部長 平成18年4月 当社人事部長 平成19年4月 当社参与人事部長 平成19年6月 当社取締役人事部長兼総務、能力開発、附属病院担当 平成20年4月 当社取締役人事部長兼総務、人材開発、附属病院担当 現在に至る	8,000株
12	まつ おか まさ ひろ 松 岡 雅 啓 (昭和25年10月16日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年6月 当社経理部長 現在に至る	4,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役伴 隆彦および松尾浩一の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所持する 当社株式の数
ささ べ たか お 笠 部 隆 夫 (昭和25年7月28日生)	昭和49年4月 当社入社 平成9年10月 中山共同発電株式会社取締役 平成13年4月 当社エネルギー部長 平成18年4月 当社環境管理部長 現在に至る	11,000株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
ほり ぱた こう じ 堀 端 孝 治 (昭和21年3月23日生)	昭和44年4月 関西興業株式会社入社 平成4年4月 同社営業部長 平成10年2月 同社取締役 平成19年7月 株式会社関西トラスト代表取締役 専務取締役 平成19年7月 不動恒産株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成20年2月 株式会社関西トラスト代表取締役 社長 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 堀端孝治氏は、補欠社外監査役の候補者であります。
 3. 堀端孝治氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、株式会社関西トラスト取締役として豊富な経験を当社の監査に反映していただけると判断したものであります。

第6号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）導入の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、変更後の当社定款第17条の定めに基づき、「当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）」の内容につきまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

当社は、平成20年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同利益を維持・向上させることを目的として、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する以下の適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）を、本定時株主総会において、株主の皆様方にご承認いただくことを条件として採用することを決議しました。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または、買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有権証券市場において行われるものを含みます。）を行う者および特別関係者（同法第27条の2第7項に規定すると特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループが の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）をいい、 の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合）の合計をいいます。

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本プランの必要性

当社および当社グループは、鉄鋼、鉄鋼二・三次製品、エンジニアリング、化学、不動産などの事業展開を行っております。当社グループは、全国に展開した41拠点を活用し、地域・お客様に密着したきめ細かな対応を図り、堅い信頼関係を築き上げ、グループ全体の企業価値を向上することに努めてまいりました。

この体制の下、当社グループは、「中期経営計画（平成18年度～20年度）」を策定し、市況変動に強い安定収益構造への変貌、中期的設備戦略の完遂、グループ戦略の構築・実践を掲げ実行しております。特に、グループのコア事業である鉄鋼部門では、電気炉スラブ連続鋳造機の増厚・拡幅工事、熱延工場の加熱炉、スキンパスミル、コイルボックスの新設工事が完成し、平成20年度は、これらの新設備の能力を最大限に発揮し、お客様に対して、安定した品質の高級鋼を納期どおりにお届けし、安心してお使いいただくことが重要となります。

そうしたなか、近時、わが国資本市場において、株主・投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、突然に株券等の大規模な買付行為がなされ、結果として対象会社の企業価値および株主共同の利益を損なう可能性が生じる状況となっております。

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉力等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるようにするため、本プランの導入が必要であると判断いたしました。

2. 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書（別紙1ご参照）には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

(2) 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より10営業日以内に当社宛にご提出いただくこととします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為者が出現し、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、適時適切にその全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な大規模買付情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示します。

大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要（具体的な名称、資本構成等を含みます。）

大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の額・内容・算定根拠、買付資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。）

大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的な名称、資本構成等を含みます。）

大規模買付後に、向こう3年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

大規模買付後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠

その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために合理的に必要と判断する情報

(3) 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、情報提供完了通知の発送後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、取締役会評価期間に入った場合は、その旨を開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的な対抗措置を発動しません。

ただし、当社取締役会として、当該大規模買付行為に対する反対の意見表明を行い、または代替案の提示により、当社株主の皆様に説得行為を行うことがあります。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客觀性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することいたします。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、独立委員会の意見を最大限尊重しつつその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的な対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施ならびに具体的な対抗措置発動の決定を行った場合には、速やかに当該決議の内容について開示いたします。

4. 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

(1) ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています（以下、「本ガイドライン」といいます。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしています。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えてあります。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲せることにある場合（いわゆる焦土化経営）
- 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的である場合
- 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買取対価の金額、内容、時期、方法、違法性有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである場合
- 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
- 7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を害することが明白な買収である場合等と定めてあります（別紙3ご参照）。

(2) 独立委員会の設置

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付ルールを遵守している場合においては大規模買付者が濫用的買収者に該当するか否か、等の判断にあたっては、その透明性、客觀性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するために、当社は、取締役会から独立した組織として社外監査役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置します。その概要は、別紙4に記載のとおりです。なお、独立委員会の委員については、当社取締役会による選任があり次第、速やかにその氏名、経歴等を開示いたします。

同委員会は、当社取締役会から諮詢を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べます。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続を経なければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客觀性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

5. 当社株主、投資家の皆様に与える影響への配慮

(1) 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当て等の具体的対抗措置は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利および利益に対して直接に具体的影響は生じません。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意下さい。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社の定款により認められている具体的対抗措置を取ることがあります。具体的対抗措置の仕組み上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

そして、当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、当社株主の皆様、投資家の方々およびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主の皆様は引受けの申込みをすることなく新株予約権の割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要がある場合もあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様につきましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、当社は新株予約権の割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

6. 本プランの有効期限および変更・廃止およびそれに伴う開示

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会における当社株主の皆様のご承認を条件として、当該定時株主総会終結時から当社の平成23年6月開催予定の第117回定時株主総会終了の時点までとします。ただし、第117回定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、平成26年6月開催予定の当社の第120回定時株主総会終了の時点まで延長されるものとします。

(2) 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- 1) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- 2) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

(3) 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等をふまえ、当社企業価値および当社株主共同の利益の確保・向上の観点から、隨時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

(4) 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主の皆様および投資家の方々に対し、当該事実および当社取締役会が必要と判断する事項を適時適切に開示します。

7. 本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べています。

なお、当社は、適時かつ適切に開示を行っていく予定ですが、当社株主の皆様および投資家の方々におかれましては、当社株式に関する大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努められますよう宜しくお願ひします。今後、当社株主の皆様および投資家の方々に影響を与える具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することといたします。

8. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の三原則の充足

経済産業省は平成17年5月27日付で企業価値研究会の「企業価値報告書」等を公表しております。これを踏まえて、経済産業省および法務省が同日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」(以下、「買収防衛策に関する指針」といいます。)においては、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則、という三原則が定められています。

企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則について

前述のとおり、本プランは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障し、これにより、当社株主の皆様が十分な情報の下で大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能にするものであり、まさに当社の企業価値および当社株主共同の利益を確保・向上する目的をもって導入されるものであります。

事前開示・株主意思の原則について

本プランは、事前にその内容が開示されるものですので、当社株主の皆様および投資家の方々の予見可能性を確保しており、また、本プランの有効期間の延長も当社の株主の皆様方のご承認を条件としている上、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しております。このように当社株主の皆様の合理的な意思が反映される仕組みとなっております。

必要性・相当性確保の原則について

本プランは、具体的対抗措置の発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客觀性および合理性の確保を図る措置を確保しており、また、当社株主の皆様には、3年毎の定時株主総会で直接本プランの是非につきご判断が可能である上、客觀的な本プランの廃止条項も定めておりますので、株主共同の利益を向上させる買収提案等があれば廃止することができるものとなっております。

(2) デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前述「6. 本プランの有効期限および変更・廃止およびそれに伴う開示」に記載のとおり、本プランは、1回の株主総会決議で廃止することができ、また当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができます。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を防止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、また、取締役の増員時においても、増員された取締役の任期を、在任中の取締役の残存任期と一致させることといたしますので、期差任期が発生することもありません。従って、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる防衛策）でもありません。

(3) まとめ

以上のとおり、本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足しており、十分な合理性を有しているものであると考えております。

以 上

株式会社中山製鋼所

代表取締役社長 藤井 博務 殿

意向表明書

株式会社

代表取締役 印

貴社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を遵守し、貴社株式の買付行為を行うことを約束いたします。

大規模買付者の名称	
大規模買付者の 住所又は本店所在地	〒 -
設立準拠法	
代表者氏名	
国内連絡先	電 話 : ()
	F A X : ()
	E-mail :
提案する大規模買付行為の概要	

新株予約権概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する当社普通株式を除く。）を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1株当たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使条件

一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループもしくは特定株主グループから当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権の譲渡を受けた者は、新株予約権の行使ができないものとする。

以上

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（骨子）

1. 目的

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、当社が平成20年5月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様方のご承認を条件として導入を決議した大規模な買付行為に関する適正ルール（以下、「本プラン」という。）に関し、当社取締役会および独立委員会が、当社に対する大規模買付者が現れた場合、当社株主利益および当社企業価値の維持・向上のため、具体的対抗措置の発動の是非を判断する場合に備え、予め具体的発動基準を定めることを目的とする。

2. 具体的対抗措置を発動できる場合

当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為につき、以下に定めるいずれかの事由に該当すると判断した場合は、具体的対抗措置の発動を決定することができる。

なお、当社取締役会は、当該判断にあたり、その判断の透明性、客觀性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するために、取締役会から独立した組織として設置する独立委員会の意見を聴取しなければならない。

(1) 本プランに定める手続を遵守しない大規模買付行為である場合

1) 大規模買付者による情報提供がなされない場合

大規模買付者から、大規模買付者の概要、買収の目的、方法および内容、大規模買付者に対する資金供与者の概要、買収後に向こう3年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買収後の経営方針等」という。）、買収後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠、その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために必要とする情報の全部または一部が提供されない場合

2) 大規模買付者による情報提供が不十分である場合

大規模買付者から大規模買付行為について一応の情報提供がなされたとしても、提供された情報が不十分であり、株主の皆様が大規模買付行為の是非について適切な判断をすることが困難となる場合をいう。

- 3) 当社取締役会が、株主共同の利益の観点から大規模買付情報を検討し代替案の提示等を行うために合理的な期間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間）の満了を待たずに、公開買付行為を行う場合
- (2) 大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合（濫用的買収に該当する場合）
- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
 - 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営）
 - 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
 - 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的である場合
 - 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買取対価の金額、内容、時期、方法、違法性有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである場合
 - 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
 - 7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を害することが明白な買収である場合

以 上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は、当社取締役会決議により設置される。

2. 構成

- (1) 独立委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 委員の選任にあたっては、社外監査役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。
選任にあたっては、独立委員会の役割期待に鑑み、専門知識、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。
- (3) なお、委員が社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

3. 役割

- (1) 独立委員会は、当社取締役会の要請に応じて、原則として下記に規定する事項につき、本ガイドラインに基づき検討・審議を行い、当社取締役会に対して意見を述べる。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重して最終的な決定を行う。

記

大規模買付者との事前交渉において大規模買付者から提出された買付計画等資料の検討

具体的対抗措置を講ずるか否かの検討

大規模買付者との事後交渉により対抗措置を中止するか否かの検討

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- (2) 独立委員会は、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的な助言を得ることができる。その際の費用は当社が負担するものとする。

4. 招集

当社の代表取締役、監査役および独立委員会の委員は、いつでも独立委員会を招集する権限を有する。

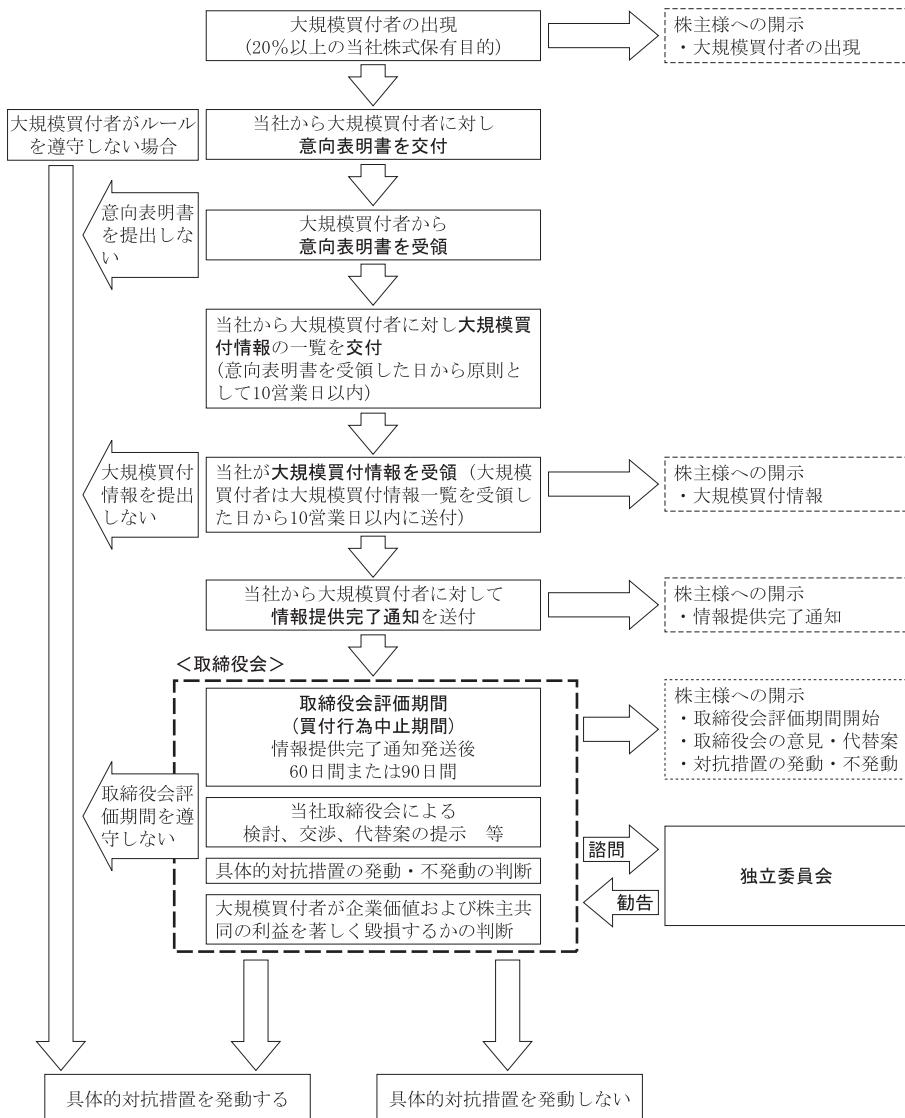
5. 決議

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって足りるものとする。

以上

(参 考)

大規模買付者の出現から買収防衛策発動に至るフローチャート



上記フローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成したものであり、本プランの詳細内容については、本文をご覧ください。

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図

会 場 株式会社 中山製鋼所 事務管理センター 7階 大ホール

電 話 (06) 6555 - 3111 (代表)

下車駅 JR 大阪環状線 大正駅下車 (市バス乗換)

地下鉄長堀鶴見緑地線 大正駅下車 (市バス乗換)

市バス 大正橋発「西船町」行乗車、「東船町」下車 (所要時間約20分)

